

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年10月23日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ボリビア国コチャバンバ県統合水資源管理実践能力強化プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：ボリビア国コチャバンバ県統合水資源管理実践能力強化プロジェクト

調達管理番号：24a00293

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年10月23日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ボリビア国コチャバンバ県統合水資源管理実践能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2025年1月 ～ 2029年1月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2025年1月 ～ 2027年6月（30ヶ月間）

第2期：2027年7月 ～ 2029年1月（18ヶ月間）

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞ

れの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第１期】

- １）第１回（契約締結後）：契約金額の１６％を限度とする。
- ２）第２回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の１６％を限度とする。
- ３）第３回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の８％を限度とする。

【第２期】

- １）第１回（契約締結後）：契約金額の２６％を限度とする。
- ２）第２回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の１４％を限度とする。

（６）部分払いの設定¹

本契約については、１会計年度に１回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

【第１期】

- １）2025年度（2026年２月頃）
- ２）2026年度（2027年２月頃）

【第２期】

- １）2027年度（2028年２月頃）

2. 担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

地球環境部 水資源グループ 水資源第二チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2024年 10月 29日中
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 10月 29日 12時
3	質問への回答	2024年 11月 1日

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年 11月 15日 12時
5	プレゼンテーション	2024年 11月 20日 10時～
6	評価結果の通知日	2024年 11月 26日
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年10月追記版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ボリビア国コチャバンバ県統合水資源管理実践能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：23a00539）の受注者（EY 新日本有限責任監査法人）及び同業務の業務従事者

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めませ

ん。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/2e3URaFE9Y>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。

- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（3）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料
- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評

価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、活動の実施を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	ロチャ川流域において、現地行政組織（コチャバンバ県庁と各市役所）は、社会組織・住民との対話や協議を通じて意見を募り、その意見を水資源の問題の対策に反映させ、行政と社会組織・住民の間（もしくは社会組織・住民間）の社会的合意形成を	・第3条 2.（9）、（11） ・第4条 2.（1）〈各成果に係る活動〉2）

	<p>達成するプロセスに対して十分に対処できていない。この課題の解決のために、ロチャ川流域組織間プラットフォーム（PICRR）の役割を踏まえ、PICRRの「<u>社会審議会</u>」が担うことが望ましい活動と「<u>社会審議会</u>」の運営方法についての提案を求める。提案にあたっては、個別地域と流域レベルの協議の場、協議のスケール（規模）と関係者の違いを考慮すること。</p> <p>なお、ロチャ川流域組織間プラットフォーム（PICRR）の役割については、配布資料：コチャバンバ県統合水資源管理実践能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書（案）の「4-4-6 ロチャ川流域組織間プラットフォーム」の項を参照のこと。</p>	
2	<p>水資源管理の「責任主体」としてのコチャバンバ県庁および「流域協議体」としてのロチャ川流域組織間プラットフォーム（PICRR）の両者の限られたキャパシティ（職員数、職員の能力等）とリソース（財源等）を踏まえて、ロチャ川流域指針計画（PDCRR）に示す対策の実施を促進させるための、流域内外の水資源管理に係る関係者（行政、NGO、大学、民間企業、ドナーなど）との共創（<u>コレクティブ・インパクト</u>）についての効果的な方策。具体的には、以下の2つのレベルそれぞれについて提案を求める。</p> <p>①ロチャ川流域レベル（ロチャ川流域内） ② 全国レベル</p>	<p>・ 第3条 2. (9)、(11)、 (13)、(14)</p>
3	<p>本邦研修の内容、研修・視察先</p>	<p>・ 第3条 2. (16)</p>

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プ

ロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。

- ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
- ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
- ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。

➤ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

➤ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2023年10月～11月
- ・ R/D署名：2024年10月11日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 本プロジェクトの背景と目的

ボリビア多民族国（以下、「ボリビア」という。）では、環境水省の水資源・灌漑次官室（以下、「MMaYA-VRHR」という。）によって、2020年までは国家流域計画（以下、「PNC」という。）、2021年以降は国家水資源計画（以下、「PPRH」という。）の水資源セクター計画が策定されてきた。これら水資源セクター計画では、統合水資源管理²（以下、「IWRM」という。）および統合流域管理³の促進が掲げられ、優先的に取り組む選定された戦略流域において、それぞれ流域指針計画を策定すること、その実施・調整のために各流域で流域協議体（流域組織間プラットフォーム）を構築することが示されている。コチャバンバ県のロチャ川流域は戦略流域のひとつである。ロチャ川流域では、本プロジェクト（以下、「GIAC2」という。）の前フェーズとなるコチャバンバ県統合水資源管理能力強化プロジェクト（以下、「GIAC」という。）が2016年8月から2023年7月に実施された。GIACは、コチャバンバ県庁（以下、「GADC」という。）に対して、ロチャ川流域指針計画（以下、「PDCRR」という。）の作成支援、流域協議体であるロチャ川流域組織間プラットフォーム（以下、「PICRR」という。）の設立と運営支援、PDCRRで示されるプロジェクトを優先にすることを規定する県条例の策定支援、PICRRの運営主体である流域ユニット（以下、「UC」という。）のGADC内への設立支援等に取り組んできた。特にPDCRRの方針に基づくPICRRの活動を中核とし、UCを主要カウンターパートとしてPICRRの「理事会」、「技術審議会」、「社会審議会」の運営に注力した。また、パイロット活動⁴によって、現地の社会的背景に基づく個別の問題解決プロセスの教訓を蓄積してきた。パイロット活動は、個別地域で小規模で行われたものの、そこで得られた教訓はテーマを絞った流域レベルの関係者に共有することが有効であると見いだされた。この気づきによって、GIACの活動の後半には流域レベルでの個別テーマを取り扱う技術委員会（以下、「コミッテ」という。）の設立につながった。このようなプロセスを通じて、PICRRにおいては、PDCRRに基づくトップダウン式で設立された「理事会」、「技術審議会」、「社会審議会」と、現地のニーズに基づくボトムアップ式で設立された「コミッテ」が、統合された仕組みが構築された。「技術審議会」は、いまだ一般的な内容の発表の場になることが多いものの、GADCおよび各市役所の五か

2 スペイン語では「GIRH (Gestión Integrada de Recursos Hídricos)」と呼ばれる。

3 ボリビアでは「MIC (Manejo Integral de Cuecas)」と呼ばれる。

4 例えば下水処理場建設における社会的紛争への介入、井戸掘削時に発生する社会紛争の解決、河川の汚濁改善などを実施した。詳細はコチャバンバ県統合水資源管理能力強化プロジェクト業務完了報告書参照。

年地域総合開発計画（PTDI）の策定時においては、特にPDCRRとの整合性の調整を行い流域内の方針を一致させる場として貢献しており、また「コミッテ」は、流域内の地域の好事例を他の地域に共有する場として機能している。

しかしながら、ロチャ川流域では、流域レベルでの関係者調整や情報共有の土台が構築されつつあるものの、いまだPDCRRに示される水資源の課題⁵で直面する問題の解決に資する議論やその解決策の実施は十分に行われていない⁶。また、PICRRの運営主体であるUCの限られたリソース（人材、予算等）は、PICRRの持続的な運営を確保する観点から課題となっている⁷。加えて、PICRRの運営規則において、PICRRの役割は「水の社会的・文化的・環境的役割を最大限に発揮できる取り組みを計画・参加・調整・調和するため（中略）、PDCRRの枠組みの中で様々な介入の優先順位付けを推進する」と定義され⁸、「社会審議会」の役割は「水問題に関与する様々な社会組織間の対話と協議のプロセスを通じて、PDCRRの実施を促進・支援する」と示されているものの⁹、詳細計画策定調査の報告書において、いまだ、水資源に係る多くの個別の団体・委員会や住民組織がPICRRに十分には巻き込めていないことが指摘されている¹⁰。これはPICRRでの社会組織や住民の参加、つまり「社会審議会」の能力（体制、仕組み）はいまだ十分ではなく、その運営主体であるUCの能力も不足していることを示している。

上述の課題に取り組むために、GIAC2では、上位目標として「水資源問題の緩和のために、PDCRRの実施が促進される」を掲げ、プロジェクト目標として「GADCとPICRRの、統合水資源管理実践のための能力が向上する」を設定した。

（2）JICA グローバル・アジェンダのクラスター事業戦略を踏まえた支援

JICAでは、JICAグローバル・アジェンダ（JGA）のNo.19：「持続可能な水資源の確保と水供給」の一つのクラスター事業戦略である「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」¹¹（以下、「クラスター」という。）において、水資源管理の責任主体と協

5 PDCRRでは、安全な水への低いアクセス率、下水処理施設不足・下水道未整備、灌漑用水不足、灌漑設備の未整備、地下水過剰揚水、水位低下、涵養エリア山林荒廃、河川・湖・地下水の水質汚染、山麓の土石流・洪水、土壌塩性化、無計画に広がる都市部の人口集中、持続的流域管理のための組織能力不足などが挙げられている。詳細は、コチャバンバ県統合水資源管理実践能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書を参照。

6 コチャバンバ県統合水資源管能力強化プロジェクト業務完了報告書（メインレポート）、4.3.2 有効性(2)を参照。

7 コチャバンバ県統合水資源管理実践能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書、3-6 持続性を参照。

8 コチャバンバ県統合水資源管理実践能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書、4-4-6 ロチャ川流域組織間プラットフォーム、PICRRを参照。

9 コチャバンバ県統合水資源管理実践能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書、4-4-6 ロチャ川流域組織間プラットフォーム、社会審議会を参照。

10 コチャバンバ県統合水資源管理実践能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書、3-6 持続性を参照。

11 JICAホームページ、トップページ>事業について>JICAグローバル・アジェンダ>持続可能な水資源の確保と水供給、のグローバル・アジェンダの主要な取り組み（クラスター事業戦略）、（1）「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」クラスター事業戦略を参照。

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/water/index.html>

議体の能力強化を軸とした水資源の問題解決を進める方針を掲げている(表1)¹²。GIAC2においては、その責任主体はGADCの環境水資源局(以下、「SDMAyRH」という。)、協議体はPICRRとなる。

統合水資源管理の実践のためには、水資源の課題を把握し、関係者が共通の課題認識を持つ必要がある。これは、関係者の参加促進にもつながる。そのため、GIAC2では、GIACで確認された課題¹³に基づいて、プロジェクト目標および上位目標の達成に向けた必要な能力強化を行う。成果1では「流域内の水量・水質を含む気象・水文情報が把握され、適切に活用されるように、蓄積・管理され、公開される」ことを目指す。成果2においては成果1の成果も活用して関係者の議論を活性化し、「流域の水問題の解決に向けて、関係する機関や住民組織の参加が促進され、PICRRが適切に運営される」ことを目指すと共に、優先的に取り組む活動の優先付け等を行う。成果3では成果2での活動優先付けも踏まえ、「コチャバンバ都市圏とバジェアルト地域の2地域におけるパイロット活動実施を通じて、PDCRRの持続的で適切な実施のための教訓が得られる」ことを支援する。今後、PDCRRが持続的に実施されていくためには適切な予算確保が必要不可欠であり、成果4では「PDCRRを実施するための、市の資金調達にかかる県の支援能力が向上する」ことを目指す。各成果では、クラスターに示す水資源管理の責任主体と協議体の能力強化を軸として、必要な能力強化を特定し(これは表1に示す能力だけとは限らない)、支援を行う。

業務の実施にあたっては、業務従事者は、水資源に関与する様々な関係者間の調整を促進させるために、主要な組織や基礎となる制度を分析し、これらを担うリーダーとなる現地の人材を見極め、組織・制度のキャパシティを向上させるような社会的な視点(統合水資源管理の視点)に基づく高い専門性をもって業務に取り組む。

12 (1)「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」クラスター事業戦略の説明資料、3 クラスターのシナリオと根拠、3.1 シナリオ、図2「本クラスターのシナリオ概念」(p10)に示す直接アウトカムの「能力強化・計画策定期」の、地域レベルにおける責任主体と協議体で強化すべき要素に示す能力を参照。GIACを通じて、GIAC2は現在、「能力強化・計画策定期」に位置していると想定する。
https://www.jica.go.jp/activities/issues/water/_icsFiles/afiedfile/2024/02/16/cluster_strategy_01.pdf

13 (1第3条 実施方針及び留意事項、2. 本業務に係る実施方針及び留意事項、(1)本プロジェクトの背景と目的、に示す「PICRRの土台は築かれたもののが、今後、問題解決に向けた活動をどう実施していくか」、「PICRRの運営主体であるUCのリソース不足をどう補うか」、「社会審議会において水資源に係る多くの個別の団体・委員会や住民組織をどう巻き込んでいくか」の課題を少なくとも含む。これらの課題への取り組みは、クラスター事業戦略の方針と一致する。

表 1 水資源管理の責任主体と協議体が備えるべき能力¹⁴

責任主体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 条例・制度（水利権を含む） 2. 戦略・計画 3. データ・モニタリング 4. 情報公開 5. 財源・資金調達 6. 事業実行力 7. 協議体運営
協議体	<ol style="list-style-type: none"> 1. 協議体の制度化 2. 合意形成を導く運営ルールの確立 3. 協議体／メンバーの事業実行力

（3）国家レベルの水資源セクター計画・プログラムおよび活動方針との整合性

ボリビアでは、環境水省大臣や担当部署の次官、局長が頻繁に交代する。その交代に伴い、現在まで水資源セクター計画自体には大幅な変更は発生してきていないものの、就任した大臣、次官、局長または職員の関心や理解度によって、県や流域レベルの機関との会合の頻度や活動の連携の仕方など、個別の活動の修正を余儀なくされてきた。2024年3月においても環境水省大臣が交代しており、GIAC2 実施段階においても国レベルおよび流域レベルの水資源の政策・方針は流動的であることが予想されるが、ロチャ川流域が直面する水資源の問題自体が変わるわけではない。地域・流域レベルでの水資源の問題の解決に焦点をあてることは、クラスターのコンセプトに一致するため、GIAC2 の活動方針は変わらないといえる。ただし、ボリビア側の水資源にかかる政策・方針の状況を随時把握し、GIAC2 のプロジェクト目標および上位目標に向けて必要とされる個別の活動は随時柔軟に対応する。

（4）スーパーゴールを意識したプロジェクト運営

GIAC2 は、プロジェクト期間を4年間としているが、水資源の問題の解決には、より多くの年月を要することが想定される。

GIAC2 では、プロジェクト目標「GADC と PICRR の IWRM 実践のための能力が向上する」と、プロジェクト終了3年後までに達成すべき上位目標「PDCRR の実施が促進される」を設定しているが、さらにより上位の目標としてスーパーゴール「ロチャ川流域における水資源の問題を減少（緩和）させる」を設定し、PDM の注釈に明記している（図1）。これは、GIAC2 が長期的な視点で水資源の問題解決につなげる取り組みであることを関係者に理解されることを意図している。

¹⁴ JICAホームページ、トップページ>事業について>JICAグローバル・アジェンダ>持続可能な水資源の確保と水供給、のグローバル・アジェンダの主要な取り組み（クラスター事業戦略）、（1）「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」クラスター事業戦略を参照。

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/water/index.html>

実施に当たっては、短期的な指標の達成のみに焦点をあてず、まずは、水資源管理の責任主体である GADC とともにロチャ川流域のビジョン（住民の well-being の向上も含めた流域における環境や社会状況等、目指すべき姿）を明確にするところから一緒に考え、その到達のために GIAC2 のスーパーゴール、上位目標、プロジェクト目標があることの共有認識を持つようにする。

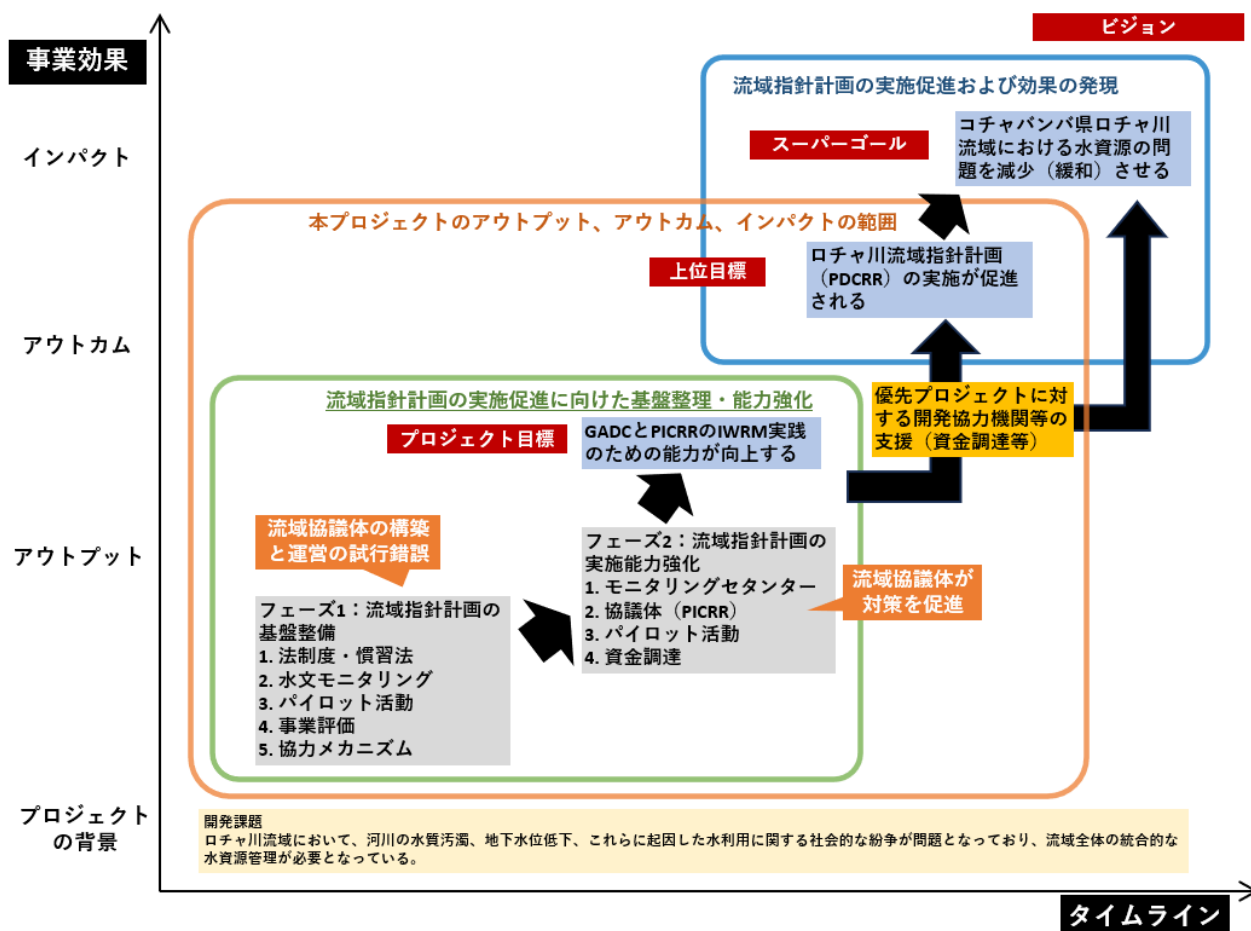


図1 スーパーゴールの位置づけと道筋

(5) 上位目標の指標の目標値の検討とモニタリング

上位目標の指標である「GIAC2によって意思決定や合意形成、予算確保、事業実施促進などのサポートを受けたプロジェクトの実施提案書に対して、資金調達が承認された実施提案書の割合」および「GIAC2の実施後に作成されたプロジェクト実施提案書の数」は、現段階では、具体的な目標値を判断できないため、合理的根拠に基づく適切な値が設定できる段階で、合同調整委員会（JCC: Joint Coordinating Committee）等の場において設定する。実施期間中に指標データを把握し、定期的に成果の進捗度をモニタリングし、成果を時系列で管理する。

(6) プロジェクト目標の指標の設定、目標値の検討とモニタリング

プロジェクト目標の指標「ロチャ川流域に特化した統合水資源管理の達成度」は、クラスターにおける水資源管理の「責任主体」で備えるべき7つの能力と「協議体」で備えるべき3つの能力（表1）を軸として（ただし、必要に応じて他の求められる能力も考慮し）、加えて、SDGsの指標6.5.1の統合水資源管理（IWRM）の実施度を測る4つの要素（表2）を勘案して、GIAC2開始の約半年後を目途に決定する。その目標値は合理的根拠に基づく適切な値が設定できる段階で、JCC等の場において設定する。

表2 SDGsの指標6.5.1の統合水資源管理（IWRM）の実施度を測る4つの要素

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 政策および法制度等の環境（Enabling environment）2. 戦略・計画組織と関係者の参加（Institution and participation）3. マネジメントツール（Management instruments）4. 資金調達（Financing） |
|--|

(7) GIAC2の4つの成果とSDGsの指標6.5.1の統合水資源管理（IWRM）の実施度を測る4つの要素との関係性

成果1「流域内の水量・水質を含む気象・水文情報が把握され、適切に活用されるように、蓄積・管理され、公開される。」は、IWRMの実施度を測る要素の「マネジメントツール」に対応し、成果2「流域の水問題の解決に向けて、関係する機関や住民組織の参加が促進され、PICRRが適切に運営される。」は、IWRMの実施度を測る要素の「戦略・計画組織と関係者の参加」に対応し、成果4「PDCRRを実施するための、市の資金調達にかかる県の支援能力が向上する。」は、IWRMの実施度を測る要素の「資金調達」に対応している。各成果を通して各要素の実施強化に貢献する。なお、成果3「コチャバンバ都市圏とバジェアルト地域の2地域におけるパイロット活動実施を通じて、PDCRRの持続的で適切な実施のための教訓が得られる。」は、選定されたパイロット活動の課題に応じてIWRMの実施度を測る4つの要素を適切に組み込む。

(8) 必要な政策および法制度等の環境整備

IWRMの実施度を測る4つの要素のひとつである「政策および法制度、条例等の環境整備」は、IWRMの実施において非常に重要な側面の一つであり、各成果において活動の一部（制度・条例・規則等にかかる提言、助言等）として実施する。例えば、成果1では、モニタリングが持続的や情報公開に関する制度、成果2では、住民の参加を促し、収集した意見を計画に反映させるためのPICRRの運営の仕組み、成果4では、資金調達につなげる仕組みなどが挙げられる。

(9) 水資源管理の責任主体と協議体に関わるターゲット・グループ（直接受益者）

GIAC2 のターゲット・グループは、水資源管理の責任主体としての GADC の SDMAyRH および PICRR に参加する関係者とし、前者を主ターゲット・グループ、後者を準ターゲット・グループと位置づける。GIAC2 は、主ターゲット・グループに対して統合水資源管理の能力強化を直接的に実施し、水資源管理の責任主体としての IWRM の能力向上を目指す。また GIAC2 のスーパーゴール、上位目標、プロジェクト目標のコンセプトや意図の理解を求める。準ターゲット・グループに対しては、主ターゲット・グループとともに、協議体を通じて水資源にかかる知見の共有や問題解決に取り組み、協議体が備えるべき能力の強化のために協働する。PICRR の運営の中核は GADC の SDMAyRH の UC が担う。PICRR に参加する関係者は、市役所、住民組織、大学、NGO などが含まれる。図 2 に水資源管理の責任主体である主ターゲット・グループによる PICRR の調整・運営、また PICRR の「理事会」、「技術審議会」、「社会審議会」および「コミッテ」のつながりと関係者（ステークホルダー）を示す。

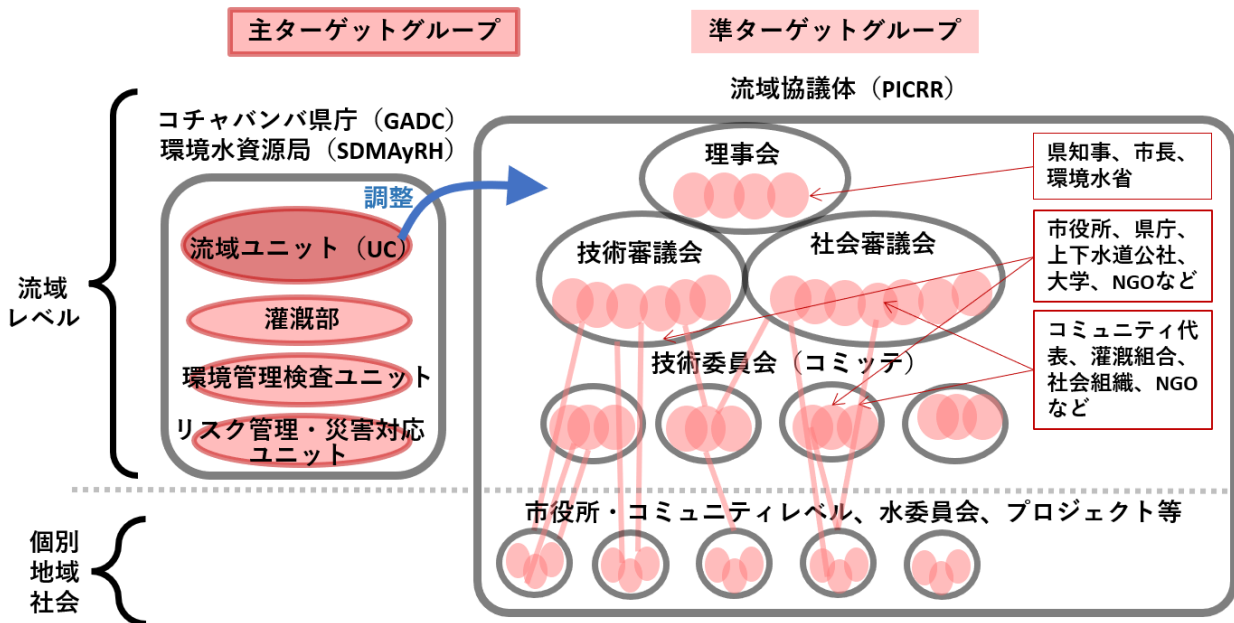


図 1 GIAC2 のターゲット・グループ（直接受益者）

(10) 成果1の活動における留意点

成果1「流域内の水量・水質を含む気象・水文情報が把握され、適切に活用されるように、蓄積・管理され、公開される。」は、SDGsの指標6.5.1の統合水資源管理（IWRM）の実施度を測る4つの要素のひとつである「マネジメントツール」の視点で実施するものであり、PICRRの意思決定者が妥当な戦略および計画の実施の決定や、流域内の行政、市民、社会関係者が流域内の水資源の課題の適切な理解を促進する情報の蓄積と活用を行う基礎となる活動である。活動の実施にあたり以下①および②について特に留意する。

① 気象・水文・水質モニタリングにかかる資機材の供与

水量と水質を含む気象・水文・水質モニタリング機器や施設の供与では、パイロット活動¹⁵の実施に必要な資機材を選定する。これらの資機材として、自記地下水位計、簡易水質分析機器、超音波河川水位計、雨量計などが想定されるが、GIAC2開始後にパイロット活動の検討を踏まえ、県庁や関係機関と協議の上で決定する。気象・水文・水質モニタリングは、水資源管理に求められるデータ・情報を収集、蓄積し、その得られたデータを評価することで根拠に基づく意思決定を可能にする。また情報公開を行うための基礎となる。しかし、現地の限られたリソース（技術力、職員数、予算等）では、水資源管理で求められる理想的なモニタリングシステムを構築することは容易ではない。そのため、パイロット活動や協議体での戦略・計画策定および意思決定において必要最低限の優先とされるモニタリング項目を選定し（選定するプロセスも能力強化となる）、適正技術を考慮した機材とその運用方法を検討する。またモニタリング実施時には、モニタリング活動とデータ収集自体が目的化されないように留意する¹⁶。ただし、モニタリング活動自体も関係者の関心を惹きつけるためのツールになりえることにも留意する。

② 気象モニタリングセンター運営に係る課題

GADCは、PICRRの運営に基づく流域管理を促進させるために、気象・水理・水文・水質等にかかるデータ蓄積の役割を含む気象モニタリングセンターの構築と運営に取り組んでいる。GADCは、その運営上の課題として、「情報公開のためのウェブサイト構築などの技術不足」と「市役所等のモニタリング実施者からのデータの共有体制の未整備」の2つを挙げている。GIAC2では、前者については、GADCのSDMAyRHのUCおよび関連部署への能力強化、後者については、PICRRを通じたデータ共有に取り組むことを検討する。モニタリングセンターへの支援にあたっては、データ蓄積やデータベース運用のみを目的とせず、PICRRで活用され、最終的に水資源の問題解決に結び付くような活動とすることに留意する。

（1 1）成果2の活動における留意点

成果2「流域の水問題の解決に向けて、関係する機関や住民組織の参加が促進され、PICRRが適切に運営される。」は、SDGsの指標6.5.1の統合水資源管理（IWRM）の実施度を測る4つの要素のひとつである「2. 戦略・計画組織と関係者の参加」の視点で実施

15 コチャバンバ県統合水資源管理実践能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書、7-1-2 パイロット活動の実施地域と課題の選定を参照。

16 解決すべき問題によっては気象・水文・水質モニタリング活動自体を目的にすることも間違っておらず、担当組織・部署の役割として妥当である場合もあるが、GIAC2では、最終的にPICRRの運営の活性化とPICRRの対策の実施促進に貢献する（活用する）ために最低限必要とされるデータの収集に焦点を絞ることとする。

するものであり、またクラスター戦略の水資源管理の責任主体および流域協議体の能力強化に該当し、GIAC2の中核の活動となる。活動の実施にあたり以下①について特に留意する。

①適切な関係者の巻き込みによるPICRR運営

GIACの実施期間の前半は、PICRRの理事会と技術審議会の会合が開始され、水理・水文の技術的な内容や行政の戦略や計画に関する協議が中心であった。後半は、社会審議会の会合が開始され、さらに技術審議会の下部組織としてのコミッテが新たに設置され、社会組織や住民の参加促進に取り組んできた¹⁷。しかし、水にかかる社会的な争いが多いロチャ川流域において、現地の行政職員はいまだ社会組織・住民との協議に対して強い懸念を持っている。地域の水資源の問題の解決には社会的合意形成が求められることから、PICRRが社会組織・住民との調整を促進することが望ましい。PICRRの協議では、単に流域内のすべての社会組織・住民を一堂に集めることを目指すのではなく、会合の位置づけや取り扱うテーマに応じて参加すべき関係者は異なるものと推察される。しかし、このような社会組織や住民の参加に関して、責任主体であるGADCの知見や経験は十分にあるとはいえない。詳細計画策定調査では、適切な関係者の参加と合意形成を促進するために、行政の他部署や住民代表の参加度合いを高めるべきであることをGADCと協議した。また、技術的妥当性（成果1の技術的データ・評価等）と社会への配慮の両面を考慮してPICRRを運営していく必要があり、GIAC2では、技術審議会と社会審議会の意見交換などの機会を増やしていく。

(12) 成果3の活動における留意点

成果3「コチャバンバ都市圏とバジェアルト地域の2地域におけるパイロット活動実施を通じて、PICRRの持続的で適切な実施のための教訓が得られる。」は、流域指針計画（PICRR）の実施促進に向けた教訓を蓄積するためのパイロット活動を実施するものである。GIACで実施されたパイロット活動は都市圏の個別地域のみであったが、GIAC2ではより広域となる流域レベルの関係者との調整プロセスが含まれる活動を設計し、加えてPICRRと連携、連動することを想定する。パイロット活動では、以下①および②を特に留意する。

①パイロット活動実施の基本方針

パイロット活動は、個別の具体的な問題解決に資する活動であり、最終的にPICRRの実践的な運営に係る課題を明確化して教訓を抽出し、改善に繋げていくものである。

¹⁷ PICRRの理事会・審議会・コミッテに関しては、統合水源管理能力強化プロジェクト完了報告書、2.5.3 関係者間の協カメカニズムの枠組み・構築方法の検討、およびコチャバンバ県統合水資源管理実践能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書、4-4-6 ロチャ川流域組織間プラットフォームを参照。

実施に当たっては、現状の問題把握、課題設定、解決策オプションの作成、優先される解決策の社会的合意形成、解決策の実施、のプロセスを踏まえた IWRM サイクルを複数回まわして、水資源の問題の解決に貢献させる。また、①目に見える成果の発現、②環境教育の教育機関での実施の検討、③女性・子供・青少年やその家族の参加を促進すること、④気候変動対策やジェンダー平等を意識すること、に留意する。なお、気候変動対策主流化やジェンダー平等主流化に関する留意点は、「第4条 業務の内容、2. 本業務にかかる事項（3）その他」に示す「⑦ジェンダー主流化に資する活動」および「⑧気候変動対策主流化に資する活動」に記載する。

②パイロット活動の実施地域と課題の選定

パイロット活動の実施地域は、コチャバンバ都市圏（ロチャ川サブ流域およびロチャ川の上流域のマイランコ川サブ流域）と地方部であるバジェアルト地域（スルティ川サブ流域）とする。これら2地域はいずれもロチャ川流域内であるが、水資源に係る問題・課題の在り方に違いがある。GIAC では主にコチャバンバ都市圏でパイロット活動を実施してきたが、GIAC2 ではバジェアルト地域を含む両地域で実施する。活動内容については、現段階では表 3 を想定するものの、GIAC2 開始後に調査・協議を行って選定し、GADC のリーダーシップの下で、PICRR（技術審議会、社会審議会、コミッテ等）での協議を通じて詳細を決定する。

表 3 パイロット活動の地域と課題の案

地 域	課 題	活動内容案
コチャバンバ都市圏 （ロチャ川およびマイランコ川サブ流域）	河川の水質環境の改善	下水処理施設の参加型計画
バジェアルト地域（スルティ川サブ流域）	地下水の持続可能な利用	農業生産性を高める節水灌漑、灌漑農業者への技術的アドバイス
ロチャ川流域	限りある水資源の有効活用	雨水利用・地下水人工涵養（浸透柵など）、環境教育、下水再生水の農業利用

（13）成果4の活動における留意点

成果4「PDCRRを実施するための、市の資金調達にかかる県の支援能力が向上する。」は、SDGsの指標6.5.1の統合水資源管理（IWRM）の実施度を測る4つの要素のひとつである「4. 資金調達」の視点で実施するものであり、PICRRおよび水資源管理の責任主体の持続性や、PDCRRのプロジェクトの実施促進など、上位目標およびスーパーゴールの達成に不可欠な活動となる。活動の実施にあたり以下①および②について特に留意する。

① 資金調達の促進にかかる活動

成果 4 は、PICRR の運営の持続性や PDCRR の対策（PDCRR に示す個別プロジェクト）の実施促進の土台となる予算確保の観点から、上位目標およびスーパーゴールの達成に不可欠な活動となる。ロチャ川流域に関わる協力機関（ドナー）からの将来的な資金調達機会の促進に向けて、GIAC の支援の下、2022 年 11 月には GADC 主導によるドナー・コミュニティ会合¹⁸が開催されたものの、いまだ第 2 回目以降は実施されていない（2024 年 6 月現在）。成果 4 では、まずドナー・コミュニティ会合の実施上の課題を明確にし、今後の本会合の活動方針を検討する。GADC や MMAyA とともに他ドナーの資金ソースを特定する。また PDCRR の対策（PDCRR に示す個別プロジェクト）への資金調達に向けて、GADC とともに市役所に対して市のプロジェクトの実施提案書の作成支援を実施する。プロジェクト実施提案書の作成支援にあたっては、実現可能性、インパクト、効率性、有効性等を予め評価した上で、支援対象とするかを判断する。市が策定したプロジェクト実施提案書に基づき、事業を実施するための資金を獲得するためには、事業事前評価に向けた事前の適切な関係者間の調整（資金調達先、国・県・市、対象地域の住民など）や環境社会配慮（ボリビアの環境ライセンス要求事項）等に留意する必要があることから、協議に先立ち、過去のロチャ川流域等の教訓を GADC と一緒に市に助言し、国やドナー（GCF ファンドを活用する機関など含む）等との協議の機会を促進し、今後の事業実施につながるような支援を行う。

② 資金調達にかかる指標

成果 4 の指標は、指標 4-1「市のプロジェクト実施提案書の数」、指標 4-2「プロジェクト実施に向けた資金調達に係る協議回数」のようなインプットとアウトプットの指標（運用指標）のみを想定したが、GADC から「資金調達が成功してこそ能力向上ができた」と評価できる」との指摘を受け、指標 4-3「資金調達が得られたプロジェクトの数」のアウトカム指標（成果指標）を設けている。この指標は、中長期的な視点に基づく将来的なスーパーゴールの達成を強く意識するものである。

（14）共創（コレクティブ・インパクト）による上位目標およびスーパーゴールの達成

IWRM 実践においては、多様な関係者を巻き込み、参加型意思決定により、効果的な水資源の確保、適正な配分、有効活用の促進を目指している。したがって、国や県や市の行政だけでなく、社会組織、大学、NGO、住民等との協働による共創によって、最終的に上位目標およびスーパーゴールの達成を通じてロチャ川流域の住民の Well-

¹⁸ コチャバンバ県庁（GADC）の県知事が議長、GADCの環境水資源局流域ユニットが調整役となり、ロチャ川流域に係る国際協力活動にかかるドナーへの支援およびドナーによる現地プロジェクトへの将来的な資金調達の機会の促進に向けた、関係ドナーや国内外の協力機関とGADCの間で情報交換およびネットワークを構築する場。統合水源管理能力強化プロジェクト完了報告書の2章2.5.5(4)ロチャ川流域ドナー・コミュニティの項を参照。

being を高めていく。そのために、少なくとも以下2つ視点での共創（コレクティブ・インパクト）を検討・推進する。

- ① ロチャ川流域内の現地リソースとの連携
- ② 国レベルおよびドナーのリソースの活用

（15）現地リソースを効果的に活用したプロジェクトの運営

GIAC2 の運営にあたっては、現地の組織、民間企業、人材（特殊傭人を含む）を可能な限り活用する。これは、限られたプロジェクト予算の有効活用だけでなく、GIAC2 の活動の中核に関わった現地の人材が、GIAC2 終了後においても、GIAC2 から得られた知見を活用し、将来にわたって現地で継続して水資源の問題の解決に貢献することが想定されるためである。

（16）本邦研修（国別研修）の活用

日本の経験や事例を参考にして、PDCRR に示す対策の実施促進やPICRR の運用メカニズム・仕組みを改善するために、責任主体である GADC や PICRR（理事会、審議会、コミッテ等）の参加者に対して国別研修を実施する。国別研修の実施にあたっては、日本の事例をそのまま適用するために訪日するのではなく、ロチャ川流域への適用を自ら検討する機会であることを参加者に対して十分に説明する。

（17）IWRM に係る課題別研修の活用

MMaY-VRHR は、IWRM 実施における国レベルの責任機関（政策官庁）であり、国家水資源戦略 PPRH に基づき、各流域での流域指針計画の策定や流域組織間プラットフォームの活動を支援し、またボリビア国内の流域間の経験・知見・教訓を共有する責任を有している。クラスターにおいて、国レベルの政策官庁では、IWRM の能力強化・計画策定期には、政府レベルでの法制度の整備、戦略・計画が策定されること、問題解決期には、データ・モニタリング、情報公開、予算配分・資金調達が進められること、としている。これらが最終的に各地域（流域レベル）での IWRM 実践の促進に結び付くと考えている¹⁹。GIAC2 では、国レベルの政策官庁（特に環境水省の職員）に対して直接的な能力強化は想定していないが、JICA の課題別研修を活用して、ロチャ川流域の IWRM 実践を促進する。JICA ボリビア事務所と情報共有を行い、課題別研修への参加が望ましい中央省庁レベルの職員（MMaY-VRHR の職員を想定）への応募勧奨および選定の支援を行う。

19 (1) 「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」クラスター事業戦略の説明資料、3 クラスターのシナリオと根拠、3.1 シナリオ、図2「本クラスターのシナリオ概念」（p10）に示す直接アウトカムの「能力強化・計画策定期」の、全国レベル（政策官庁）の箇所、および「社会的変化のステップとソリューション（活動・施策）」（p11～16）の全国レベルの項を参照。

https://www.jica.go.jp/activities/issues/water/_icsFiles/afieldfile/2024/02/16/cluster_strategy_01.pdf

(18) JICA 直営専門家との連携

GIAC2 は、受注者と JICA が直営で派遣する専門家「水質モニタリング 2 / 社会的合意形成 2 / パイロット活動 2」が連携してすべての業務を実施する。直営専門家は、GIAC2 立ち上げ時もしくはパイロット活動選定時に JICA 地球環境部の所属として 3 週間程度出張ベースにて現地入りして支援を行い、その後、GIAC2 開始から数ヶ月後（2025 年 3～5 月頃を想定）から現地に常駐して、GIAC2 の業務主任者との調整の下で業務を遂行する。詳細については、別紙「水質モニタリング 2 / 社会的合意形成 2 / パイロット活動 2」専門家の業務内容（案）に示す。

第 4 条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

〈プロジェクト全般に係る活動〉

1) 第 1 期と第 2 期の各活動の重みづけと配分

GIAC2 では、協議体の能力強化（成果 2）の活動が中心であるものの、第 1 期の活動では、特に協議体での協議の基礎となる水文情報の蓄積・管理（成果 1）およびパイロット活動（成果 3）に重きをおく。第 2 期では、第 1 期で得られた教訓を基に、協議体の運営の持続性を考慮した成果 2 の活動を中核にしつつ、上位目標およびスーパーゴールへの達成に向けた資金調達（成果 4）に注力する²⁰。

2) ロチャ川流域独自の IWRM の指標の検討と進捗モニタリング

GIAC2 では、持続可能な開発目標（SDGs）のターゲット 6.5 を意識する。「2. 本業務に係る実施方針及び留意事項」の「(6) プロジェクト目標の指標の設定、目標値の検討とモニタリング」および「第 4 条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項の (3) その他、②ベースライン調査、⑤エンドライン調査」に示すとおり、GIAC2 開始後にプロジェクト目標の指標「ロチャ川流域に特化した統合水資源管理の達成度」の検討を行い、プロジェクト開始から半年後を目途に決定し、プロジェクト期間中、適宜モニタリングを行う。

²⁰ R/DのPlan of operationに示すとおり、全体的な専門家の投入は第1期の2.5年間（30か月間）に集中することを検討する。直営専門家の業務もその各成果の活動の配分に合わせて活動内容をシフトさせる。

3) JCC の実施

活動の修正や今後の活動方針について協議する合同調整委員会（JCC）を少なくとも年2回実施する。JCC の開催規模は発注者および C/P らと共に検討するが、広報イベントのように大規模に実施する必要はなく、プロジェクト目標、上位目標およびスーパーゴールの達成に向けて直面している課題について JCC メンバー間で真摯に協議できる機会となるように留意する。

4) モニタリング調査

発注者は、プロジェクト期間中、活動の進捗状況の確認のため、モニタリング調査団を複数回派遣することを予定している。同調査の実施に際して、受注者は、既に実施した業務に関連した資料等を整理、提供するとともに、現地調査において必要な便宜を供与する。

5) 広報

受注者は以下への情報発信の広報活動を含めつつ、効果的な広報を行う。

① 現地マスメディアへの発信

プロジェクトの内容や成果をボリビア国内に広く周知させるため、プロジェクト開始・終了時ならびに節目となる活動の実施時期には、JICA ボリビア事務所と協力し、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信、記者会見の開催や記者向けの説明などを検討する。また、GIAC2 の実施機関に対しても、現地マスメディアへの発信を積極的に行うよう働きかける。

② 現地関係機関や他援助機関・NGO 等への発信

ボリビアの水資源セクターに関係する他援助機関・NGO 等が、本プロジェクトに関心を持ち、積極的な参加・協力が促進されるように、適切な媒体・方法を通じて情報発信を行う。

③ ロチャ川流域の関係者（行政、社会組織、住民等）向け広報

ロチャ川流域での IWRM 実践を進める上で有用な情報を、住民を含む関係者向けに分かりやすく発信する。これは、例えば現地言語による SNS 発信、ニュースレターや活動紹介ビデオの公開などが挙げられる。

④ 日本国内向け広報

プロジェクトの内容や成果を日本国内に周知するため、プロジェクトホームページの開設（ODA 見える化サイト等*）、JICA プロジェクトブリーフノートの作成・配布、発注者等の依頼に応じて各種セミナー・勉強会における講演に協力する。その他、効果的な広報手法を積極的に提案し、発注者との合意の下で実行する。特に、プロジェクトホームページを活用し、プロジェクトの活動に係る記

事を定期的に寄稿し、国内広報に役立てる。寄稿に際して難解な専門用語は避け、平易な表現にするなど工夫をし、水資源分野になじみのない読者にも分かるように留意する。プロジェクトホームページへの記事の寄稿は、少なくとも年に1~2回の頻度で行う。

* <https://www.jica.go.jp/oda/project/1501078/index.html>

⑤ 国際会議等における対外発信

本プロジェクト実施中に、ストックホルム世界水週間、国際水協会（IWA）世界会議、世界水フォーラム等の国際会議の開催が想定される。これらの機会において、適宜、プロジェクトの取り組み・成果を発信することを検討する。また得られた知見について、可能であれば学術誌等への寄稿も検討する。これらの実施にあたっては、発注者と協議を行って決定する。

⑥ 他の技術協力プロジェクトや識者との情報共有

現在、中南米地域において、キューバ国での IWRM にかかる技術協力プロジェクト「統合水資源管理のための能力強化プロジェクト」を実施しており、また今後、他の地域でも同様なプロジェクトが開始される可能性がある。加えて、発注者のネットワークを通じて他国の研究機関や大学など高度な知見を持つ有識者との情報共有の機会も想定される。GIAC2 は、発注者和其他のプロジェクトや識者との知見の共有の機会を活用し、現地での投入を支援する。

⑦ プロジェクトブリーフノートの作成・配布

各期の最後にそれまでの活動の進捗状況をもとにプロジェクトブリーフノートを作成し、発注者に提出するとともに、関係機関に配布する。最終版の作成にあたっては、発注者への説明及び内容に関する協議を踏まえる。

⑧ 写真、映像

各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像の撮影に協力する。撮影にあたっては、本プロジェクトの成果を分かりやすく伝えられるよう、プロジェクト実施前と実施後が比較できるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は発注者に帰属する。

〈各成果に係る活動〉

1) 成果1「流域内の水量・水質を含む気象・水文情報が把握され、適切に活用されるように、蓄積・管理され、公開される」に関わる活動

成果1は、根拠に基づく戦略および計画の策定、行政の意思決定者による妥当な決断、および流域内の市民を含む関係者の水資源の課題の適切な理解の促進に向けて基礎となる活動である。現地の限られたリソース（職員数、予算、既存の機器や設備等）を考慮し、また本活動にかかる関係機関の役割を明確にした

上で、パイロット活動²¹に資する必要なモニタリング機材や施設を導入する。得られたデータを適切に評価し、根拠に基づく戦略および計画の策定に活用すること、および流域内の市民を含む関係者への公開に向けた資料作成することを念頭におき、そのデータ管理の仕組みを検討する。最終的にコチャバンバ県庁のモニタリングセンターがPICRRの運営に貢献する体制になるように支援を行う。

活動1-1：現地リソースを考慮して、水質・水量を含む持続可能な気象・水文モニタリング計画を立案し、市のモニタリングにおける役割、県によるモニタリングセンター運営および住民モニタリングの役割と責任を明確化する。

活動1-2：パイロット・プロジェクト（パイロット活動）に必要な水量と水質を含む水文モニタリング機器や施設を導入し、県・市および住民等によるモニタリング実施を促進する。

活動1-3：モニタリングセンターで集めた気象・水文データを解析・評価し、気候変動も含めた県の解析・評価能力を強化する。

活動1-4：気象・水文モニタリングデータおよび評価結果（ニュースレターや年次報告書など）をわかりやすく整理し、PICRR、意思決定者、技術者・研究者および一般住民等への情報公開を促進する。

活動1-5：市と連携してモニタリングデータ・情報を逐次追加して、モニタリングセンターに蓄積する気象・水文情報を更新する。

活動1-6：持続可能なモニタリング実施およびモニタリングセンターの運営に係る法制度・規則を提言する。

2) 成果 2「流域の水問題解決に向けて、関係する機関や住民組織の参加が促進され、PICRR が適切に運営される」に関わる活動

成果 2 は、クラスターの水資源管理の責任主体および流域協議体の能力強化を行う GIAC2 の中核の活動となる。PICRR の持続的な運営に向けた実務的な試行錯誤を実施するが、PICRR を運営すること自体が目的ではなく、「2. 本業務に係る実施方針及び留意事項」の「(4) スーパーゴールの意識したプロジェクト運営」に示すとおり、最終的に水資源の問題解決につながるような支援を行う。また「(3) 国家レベルの水資源セクター計画・プログラムおよび活動方針との整合性」に示すとおり、国レベルの国家水資源計画 (PPRH) の方針も考慮する。PICRR の参加者は、「(1 1) 成果 2 の活動における留意点」に示すとおり、適

21 コチャバンバ県統合水資源管理実践能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書、7-1-2 パイロット活動の実施地域と課題の選定を参照。

切な関係者の参加を促す。適宜、環境水省水資源・灌漑次官室（MMAY-VRHR）を巻き込みながら、適宜、他流域と流域管理にかかる取り組みの情報共有を行う。PICRRは流域内の関係者との連携を促進する機会であり、活動を通じて流域内の共創（コレクティブ・インパクト）を推進させる。最終的に、PICRRの持続的な運営による水資源の問題解決を促すために、「個人（G/P）」または「組織（県庁など）」のキャパシティの向上だけでなく、PICRR運営の「制度」の改善や整備を目指す。

活動2-1：メンバーの興味・ニーズをふまえてPICRRの活動に係る戦略およびアクションプランを策定する。

活動2-2：PICRRの各会議を実施する。

活動2-3：PICRRの活動について年次報告書を作成する。

活動2-4：PICRRの持続的な運営のためのガイドラインを作成し、必要な法制度・規則を提言する。

活動2-5：他流域との関係を強化して情報交換を行い、ロチャ川流域で得られた成果（教訓）を共有すると共に、他流域におけるPICRR運営に係る好事例をロチャ川流域に適用する。

3) 成果3「コチャバンバ都市圏とバジェアルト地域の2地域におけるパイロット活動の実施を通じて、ロチャ川流域指針計画の持続的で適切な実施のための教訓が得られる」に関わる活動

成果3では、PICRRの対策の実施促進に向けた教訓を蓄積するパイロット活動を実施する。パイロット活動は主に第1期にて実施し、第2期はパイロット活動のフォローアップを想定する。「(12) 成果3の活動における留意点」に示すとおり、パイロット活動の選定や実施中には、適宜、PICRRの関係者を巻きこみ、そのテーマの案は、表3に示す通りである。なお、パイロット活動はGIAC2開始後に関係機関と協議し、決定する。

活動3-1：パイロット活動を実施する地域と気候変動影響およびジェンダー平等を含む問題・課題を明確にし、PICRRとの共通認識を醸成する。

活動3-2：パイロット活動地域の問題・課題に対する複数の解決策オプションを検討し、PICRRで優先解決策を協議し合意形成を図る。

活動3-3：パイロット活動地域で優先解決策を実施する。

活動3-4：パイロット活動の実施状況を協議体で報告し、協議を行い、PICRRメンバーからの意見等をパイロット活動に反映させる（3-1から3-4の繰り返し）。

活動3-5：パイロット活動から得られた技術的成果およびPICRR運営に係る知見・教訓を取りまとめ、必要な法制度等を提言する。

活動3-6：パイロット活動で得られた成果・知見・教訓を、ロチャ川流域の他の地域に共有する。

4) 成果4「ロチャ川流域指針計画を実施するための、市の資金調達にかかる県の支援能力が向上する」に関わる活動

成果4は、インパクトの発現と持続性を担保するために資金調達を促進する活動である。「(13) 成果4の活動における留意点」に示すとおり、第1期から資金調達の調整の現状の分析を皮切りに活動を開始し、特に第2期には上位目標およびスーパーゴールの達成を意識して取り組む。

活動4-1：環境水省(MMAyA)を通じて県によるロチャ川流域に係る現在のドナー・コミュニティとの協議を促進する。

活動4-2：プロジェクト実施のための国やドナー・気候資金など様々な資金ソースを特定する。

活動4-3：市によるプロジェクト実施提案書の作成を支援する。

活動4-4：市によるプロジェクト実施提案書を基にして、事業を実施するための国やドナー・気候資金など様々な資金獲得に係る協議を支援する。

(2) 本邦研修・招へい

本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	流域協議体の運営や流域の責任主体の役割、ロチャ川流域の水資源の課題にかかる知識と経験を得ることを通じて、プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	合計1回
対象者	ロチャ川流域管理の責任主体を担う部署の職員および流域協議体（ロチャ川流域組織間プラットフォーム：PICRR）の関係者
参加者数	約6名/回
研修日数	約14日（移動日を含む）/回

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - ・ データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROM に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）

② ベースライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- GIAC2 では、第3条 実施方針及び留意事項、2. 本業務に係る実施方針及び留意事項の「(6) プロジェクト目標の指標の設定、目標値の検討とモニタリング」および第4条(1) <プロジェクト全般に係る活動>の2)での「ロチャ川流域独自の IWRM の指標の検討と進捗モニタリング」に示すとおり、プロジェクト目標の指標「ロチャ川流域に特化した IWRM の達成度」を実施前後で比較する。この指標は、GIAC2 開始後に、クラスターにおける責任主体と協議体が備えるべき能力（表 1）に示したそれぞれ7つの能力と3つの能力、および SDGs の指標 6.5.1 の統合水資源管理（IWRM）の実施度を測る4つの要素（表 2）を勘案して、ロチャ川流域独自の IWRM 達成度指標を検討する。受注者は、プロジェクト開始後にベースラインのための独自の調査を実施するのではなく（再委託を実施するのではなく）、GIAC2 開始から6か月間を目途にその指標を検討し、JCC もしくは発注者および C/P の合意を通じてその指標を決定し、そのベースライン値を算出する。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

④ C/P のキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクト目標の指標「ロチャ川流域に特化した IWRM の達成度」の指標を軸に C/P および PICRR のキャパシティアセスメントを行う。キャパシティアセスメントはプロジェクト実施中に適宜行い、モニタリングシート等で記録および報告し、最終的にキャパシティ・デベロップメント報告書を作成する。

⑤ エンドライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- GIAC2 では、ベースライン調査の項目での記載と同様に、エンドライン調査においても、プロジェクト目標の指標「ロチャ川流域に特化した IWRM の達成度」の評価をプロジェクト終了時に活動を通じて実施する。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- GIAC2 では、事前評価表、合意文書 (R/D の Annex2 Main Point Discussed の 3. Gender Equality and Women' s Empowerment)、PDM の成果 3 の活動 3-1 にて示すとおり、ジェンダー平等および女性の参加促進を行う。これら活動は GIAC2 全般で考慮するものの、特に PICRR の会合 (成果 2) およびパイロット活動 (成果 3) において、女性の参加が不十分な会合や活動でその原因把握と参加を促す仕組みづくりに留意し、ジェンダー別の参加状況のモニタリングを行う。ジェンダー別の記録は、適宜、月報等で報告し、最終的に業務進捗報告書および業務完了報告書内に「ジェンダー主流化に資する活動」の項目を設けて、その定量/定性的効果を評価し、報告を行う。

⑧ 気候変動対策主流化に資する活動

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- GIAC2 では、事前評価表、合意文書 (R/D の Annex2 Main Point Discussed の 4.

Climate Change)、PDMの成果1の活動1-3、成果3の活動3-1にて示すとおり、気候変動対策に貢献する活動を行う。GIAC2の活動全般に関するIWRMの促進は、ボリビア国のNDC(Nationally Determined Contribution)における水分野のゴールに示された4つのサブセクターのうち「(iii) Promoting integrated water resource management in watersheds through social water management, ecosystem restoration, planning and improvement of integrated water resource management」で一致しており、その達成にも貢献することが示されている。コチャバンバのロチャ川流域全域を含む、ボリビアのバジェアルト地域においては、気候変動により乾期の長期化と雨期の降雨の集中に伴う利用可能な水資源量の減少が予測されており、水資源管理の責任主体であるGADCおよびPICRR関係者は、気候変動対策に関する理解を深め、PICRRを通じて気候変動対策に資する活動を促進するように働きかけることが望ましい。例えば、水資源の効率的な利用や、気候変動を含む環境教育・啓発活動、気象や水文データの提供などで気候変動対策に結び付けることができる。GIAC2の活動においては、喫緊の水資源問題・課題に対処しつつ、将来起こりうる気候変動による水資源影響への適応策を考慮した活動とする。また可能な限り、気候変動の緩和に資する温室効果ガス排出削減効果を持つ技術等を取り入れることが望ましい。少なくとも、PICRRで気候変動対策の緩和に向けた協議を促進させる。活動実施時には気候変動対策に資する活動の記録を、適宜、月報等で報告し、最終的に業務進捗報告書および業務完了報告書内に「気候変動主流化に資する活動」の項目を設けて、その定量／定性的効果を評価し、報告を行う。

⑨ 他のJICAスキーム(TSUBASAプログラム)との連携

- ▶ 米州開発銀行(IDB)のイノベーションラボであるIDB LabとJICAが連携し、日本のスタートアップ企業による中南米・カリブ地域における開発課題に取り組む事業である「TSUBASAプログラム」が現在、展開されており、その対象地域としてロチャ川流域でのトライアルが想定されている。これは、GIAC2の活動の一部ではないものの、流域内の市民参加の多様性を促進する取り組みとしての共創(コレクティブ・インパクト)の好事例となる可能性がある。現段階では以下表4のスタートアップ企業が現地でトライアルを実施する予定であり、GIAC2との連携が望ましい場合には、主に直営専門家が現地の調整を担うものの、状況に応じてGIAC2もその活動をサポートする。

<https://www.jica.go.jp/overseas/america/tsubasa/index.html>

表 4 TSUBASA プログラムでの支援される企業と活動

企業名	活動	連携の可能性	現地入りとトライアル期間
株式会社 バイオーム	生物の同定とマッピングを行うスマートフォンアプリの開発と運用	PICRR での参加型環境・生物モニタリング	2024年6月に約1週間現地調査を実施済。その後、アプリ開発と運用のトライアルを行う（今後現地入りの可能性あり）

⑩ 無償資金協力のニーズの検討

GIAC及びGIAC2は、ロチャ川流域全体の統合的な水資源管理を支援することを目的としており、技術サポートが中心である。これに、分散型の下水処理施設の建設等、ハード面の支援を加えることができると、GIAC2の活動が加速されプロジェクトの効果増幅が期待できる。そのため、本事業においては今後の無償資金協力の可能性として、ハード面での協力について、主に別途派遣する専門家が、現地のニーズに基づいて検討を行うが、GIAC2はその現地のニーズを把握し整理する際の支援を行う。なお、これに際し、フランス開発庁（AFD）がかつてロチャ川流域に大規模下水処理場の建設を試みたもの、社会紛争により停滞したという背景等も考慮する。

⑪ ボリビアの2025年大統領選挙による影響

2025年8月の大統領選を控え、ボリビアの政治経済が不安定である（2024年6月にはクーデター未遂事件発生、その他ラパス市、サンタクルス市等で道路封鎖や抗議活動が勃発）。2019年の大統領選の時のように、現地でのJICA事業や調査団の派遣、事業の進捗への影響も懸念され、状況を注視する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1部
ワーク・プラン (第1期)	第1期の業務開始から1ヶ月以内	日本語 西語	電子データ	各1部

モニタリングシート (第1期)	第1期の業務開始から約6ヶ月毎	日本語 西語	電子データ	各1部
JICAブリーフノート	(第1回) 業務開始1年後 (2026年1月頃) (第2回) 第1期契約履行 期限末日 (第3回) 第2期契約履行 期限末日	日本語 西語 英語	電子データ	各1部
業務進捗報告書	第1期契約履行期限末日	日本語 西語	電子データ	各1部
ワーク・プラン (第2期)	第2期の業務開始から1ヶ月以内	日本語 西語	電子データ	各1部
モニタリングシート (第2期)	第2期の業務開始から約6ヶ月毎	日本語 西語	電子データ	各1部
業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語 西語 英語	製本 日本語：5部 西語：10部	左記の とおり
			CD-ROM 日本語：5部 西語：10部 英語：5部	左記の とおり

- 業務完了報告書は、履行期限3ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）

- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

（３）モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

（４）プロジェクトブリーフノート

受注者は、本業務に関する活動を対象としてプロジェクトブリーフノートを第1期の業務開始1年後、第1期終了時および第2期終了時にそれぞれ作成する。JICAプロジェクトブリーフノートはプロジェクトの内容、教訓、成果等を分かりやすくまとめた対外広報用資料であり、主たる読者としては、途上国の関係者、他の開発パートナーの職員、日本国内の援助関係者、JICA専門家、学識経験者、大学生等を想定する。具体的には、契約締結後、別途JICAが提供する記載要領に基づき作成するが、目的と基本コンセプト、分量は以下のとおり。

- ・ プロジェクトが問題解決のために取ったアプローチや工夫、その結果、達成した成果、得られた教訓等について、ビジュアルで理解しやすい資料として取りまとめることにより、JICAの事業から得られたナレッジを広く外部の方と共有し、活用してもらうことを目的とする。また、プロジェクトに関する広報資料、国際会議等対外的な説明資料として利用することを目的とする。
- ・ 一般に公開する文書とし、ウェブサイト上で容易に検索、ダウンロードできるようにする。
- ・ プロジェクトのエッセンスを全て取り込んだ簡潔な文書とする。構成は、①プロジェクトの背景と問題点、②問題解決のためのアプローチ、③アプローチの実践結果、④プロジェクト実施上の工夫・教訓、を原則とする。
- ・ プロジェクト開始当初のベースラインやアプローチの検討の段階から、プロジェクトの最終的な成果までの全体を含むようにする。
- ・ 伝えたい内容を端的に表現した地図、図表、写真を多く使用し、現場の状況や協力のアプローチ、成果等を一般の方にも分かりやすく伝える工夫をする。
- ・ カラーで作成し、見た目にも美しく仕上げる。

- ・ 日本語、英語で作成する。
- ・ 分量：和文・英文共に A4 版 8～10 ページ程度を目安とする。

なお、作成にあたっては、発注者との協議を通じて最終化することとし、第3章 2. (4) 配付資料／公開資料等、に示すようなコチャバンバ県統合水資源管理能力強化プロジェクト、ブリーフノート、日本語・西語（2023年7月）と同様な内容を想定する。

(5) 業務完了報告書及び業務進捗報告書

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア) PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ) 業務フローチャート
- (ウ) WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ) 人員計画（最終版）
- (オ) 研修員受入れ実績
- (カ) 遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ) 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク) 合同調整委員会議事録等
- (ケ) その他活動実績

なお、プロジェクトで実施したIWRMにかかる能力強化の人数を、地域（流域）レベルおよび国レベル（中央省庁）に分け、年度別に記載する。ジェンダー主流化の観点から開催した会合等への参加者の人数をジェンダー別に集計する。また気候変動主流化の観点から気候変動対策に資する活動にはそれが分かるような印などをつけて記載する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

- (1) 流域協議体（ロチャ川流域組織間プラットフォーム：PICRR）の運営メカニズムおよび持続性にかかる提言書
- (2) 流域指針計画の実施促進に向けた資金調達に関する提言書
- (3) キャパシティ・デベロップメント報告書

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真
- (5) 活動の受益者数

- ①プロジェクトで実施した研修、ワークショップ等の参加者及び技術移転を受けた直接及び間接受益者。特にIWRMにかかる能力強化の人数（受益者数）を、地域（流域）レベルおよび国レベル（中央省庁）に分けて活動毎に記載する。
- ②ジェンダー主流化の観点から、開催した会合等への参加者の人数をジェンダー別に集計し、活動毎に記載する。
- ③気候変動主流化の観点から、気候変動対策に資する活動にはそれが分かるような印などつけて記載する。

なお、統合水資源管理の業務では、発注者と適宜協議し、臨機応変に活動の軌道修正を行うことが望ましい。そのため、月報報告の機会を活用し、発注者と密でタイムリーなコミュニケーションを行う。月報は、それぞれの成果の活動進捗や停滞状況、懸念事項が明瞭に示される内容とし、作り手側の受注者および読み手側の発注者ともに負担が少なくなるように工夫する。また、後々、活動を振り返る際に当時の状況が記録されている貴重な参考資料にもなることから、活動の経緯（プロセス）が把握できる内容を記載する。

第6条 再委託

- 本業務では、再委託を想定していない。
- 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	パイロット活動	ロチャ川流域内の具体的な問題解決に資するパイロット活動。例えば、バジェアルト地域における節水灌漑の普及など。	県庁や関係機関と協議に基づき決定	定額計上

第7条 機材調達

- 本業務では、機材調達を想定していない。
- 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	水理・水文モニタリング機器	河川水位計、雨量計等を想定	関係機関と協議の上、決定する。	供与機材	定額計上
2	簡易水質モニタリング機器	河川汚濁測定機器、上水測定機器、灌漑水測定機器等を想定	関係機関と協議の上、決定する。	供与機材	定額計上
3	地下水モニタリング機器	井戸の地下水の時期水位計等を想定	関係機関と協議の上、決定する。	供与機材	定額計上

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国名：ボリビア多民族国（ボリビア）

案件名：コチャバンバ県統合水資源管理実践能力強化プロジェクト

（英） The Project for Capacity Development on Practical Integrated Water Management in Cochabamba

（西） El Proyecto de Desarrollo de Capacidades Relacionadas a la Gestión y Práctica Integral de Agua en el Departamento de Cochabamba

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国コチャバンバ県における統合水資源管理に関するセクターの現状・課題及び本事業の位置付け

コチャバンバ県はボリビア多民族国（以下、「ボリビア国」という。）のほぼ中央に位置し、国内第三の人口を擁している。このうち、本プロジェクトの対象地域であるロチャ川流域は、県人口の7割以上（2023年推計約140万人）が居住しており、県庁所在地であるコチャバンバ市を含む24市で構成されている。同流域では、常態化する水不足や、都市化に伴う水質汚濁など数多くの水問題に直面している。特に多くの人口を抱えるコチャバンバ都市圏（7市で構成）では、下水処理施設の整備が不十分で生活雑排水や汚水が直接河川へ流入している場合が多く、河川の水質汚濁が顕著である。また、農地が大部分を占めるバジェアルト地域（17市で構成）では、飲料水や灌漑用水の大半を地下水に依存しており、過剰な水利用による地下水位低下や、それに伴う地下水の水質悪化（塩水化など）が深刻な課題となっている。

本流域では、水不足に伴う住民と行政間の紛争がしばしば発生してきた。特に1999年から2000年にかけて発生した水道事業の民営化に反対する市民による大規模な暴動は、コチャバンバ水紛争（Cochabamba Water War）として広く知られている。水関連の事業を円滑に推進するためには、行政による住民との対話や合意形成の機会を通じ、公共事業に対する理解を促進する取り組みが必要とされるが、関係組織間の連携が十分に確立されておらず、行政の能力不足（法制度整備、水量・水質のモニタリング、情報公開等）も大きな課題となっていた。

このような経緯から、JICAは統合水資源管理に係る能力強化を目指した「コチャバンバ県統合水資源管理実践能力強化プロジェクト（2016年～2023年）（以下、「GIAC」という。）」を開始し、水資源に関わるセクターや利害関係者の調整を行う責任主体であるコチャバンバ県庁の能力強化を実施してきた。開始当初は流域全体の水関係者が共通のテーマについて協議する場は存在しなかったが、2018年から2019年にかけて、第二次国家流域計画²²の方針に基づきロチャ川流域指針計画²³（以下、「PDCRR」という。）が策定され、PDCRRの実施を推進するための流域内の水関係者による対話の場として、ロチャ川流域組織間プラットフォーム²⁴（以下、「PICRR」という。）という利害関係

²² 国家流域計画では、ボリビアにおける統合水資源管理を構築・発展させるためのガイドラインや活動計画が示されている。第二次国家流域計画（2013～2017年）では、各流域での指針計画の策定と流域協議体の構築を目指すことが示された。

²³ 世界銀行の支援を得てコチャバンバ県庁により策定された中期（5年）・長期（20年）計画。5つの戦略方針のもと、82の優先プロジェクト／アクションが示されている。

²⁴ PDCRRの実施を促進・強化し、流域内の関係者のために有利で持続可能な経済的・社会的・環境的なシ

者の合意形成のメカニズムである協議体が設立された。GIAC はその流れに合わせ、PICRR の運営・機能構築を支援した。これにより、流域内の関係者が PDCRR という共通の目的に向けて対話ができる環境が構築され、住民参加型水質モニタリングや、自治体間での経験の共有が行われた。

しかしながら、構築されたネットワークが維持され、プラットフォームが機能し、解決の合意が形成され、ロチャ川流域の水問題の改善が継続的に実践されるためには、責任主体であるコチャバンバ県庁の能力は十分ではなく、意思決定や合意形成、予算確保、事業実施能力の強化や、流域の水に関係するステークホルダーとの更なる連携が必要となっている。

こうした状況の下、PICRR を通じた問題解決に向けた取り組みを流域の住民やステークホルダーとの協働により実践することにより、ロチャ川流域における水関連事業の促進に道筋をつけるため、ボリビア政府は我が国に対し、統合水資源管理の実践に係る能力強化を目指した「コチャバンバ県統合水資源管理実践能力強化プロジェクト（以下、「GIAC2」という。）」の実施に係る支援を要請した。

（２）当該国コチャバンバ県に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対ボリビア国別開発協力方針（2018 年）では、重点分野「社会的包摂の推進」において水へのアクセスと衛生の向上をあげている。また、ボリビア国 JICA 国別分析ペーパー（2015 年 3 月）では、ボリビア政府が重視する統合水資源管理に基づく安全な水資源の確保を支援するため、日本の知見を活用した支援を推進するとしており、本プロジェクトはこれらの方針に合致する。また、2022 年 4 月に日本政府が発表した熊本水イニシアティブに貢献する。

JICA グローバル・アジェンダ（以下、「JGA」とする。）No. 19「持続可能な水資源の確保と水供給」におけるクラスター事業戦略「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」では、地域の水問題の解決に責任を持つ水資源管理主体と合意形成を図るための協議体の能力向上を目標とし、本プロジェクトはこれに合致する。加えて、JGA No. 18「環境管理」におけるクラスター事業戦略「環境規制及び汚染対策の適正化を通じた健全な環境質の実現」、JGA No. 16「気候変動」にも貢献する。

また、SDGs におけるゴール 6「安全な水とトイレを世界中に」、ゴール 11「住み続けられるまちづくりを」及びゴール 13「気候変動に具体的な対策を」に貢献する。

（３）他の援助機関の対応

米州開発銀行（以下、「IDB」とする。）がラパス県のカタリ流域を支援している他、フランス開発庁（以下、「AFD」とする。）は専門的知見及び経験の技術移転基金により、より良い水管理のための政策支援を行っている。また、国際連合食糧農業機関（以下、「FAO」とする。）はボリビア国バジェス地域（コチャバンバ県含む）を対象とする “Upscaling Ecosystem Based Climate Resilience of Vulnerable Rural Communities in the Valles Macro-region of the Plurinational State of Bolivia (RECEM-Valles)”（66.3 百万米ドル）を、緑の気候基金によるプロジェクトとして実施予定である。これら活動が重複なく相乗効果を生むよう、本事業では、ボリビア国内の流域間において教訓を相互に共有する流域間会合の実施など、援助機関間のコミュニケーション機会を積極的に創出し、連携促進を図る。また、活動の中で、コチャバンバ

ナリオの達成に貢献することを目的として設置された利害関係者の合意形成のための協議体。理事会、技術審議会、社会審議会で構成される。

県庁による流域単位での統合的な水資源管理を支援することを目的として、資金調達のためのドナー・コミュニティの会合を実施する予定としている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ボリビア国コチャバンバ県ロチャ川流域において、PICRR の適切な運営に係る支援やパイロットプロジェクトの実施を行うことにより、コチャバンバ県庁と PICRR の統合水資源管理実践のための能力の強化を図り、もってロチャ川流域における水問題の改善に向けた PDCRR の実施の促進に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

対象地域は、コチャバンバ大都市圏及び地方部のバジェアルト地域を含むロチャ川流域（面積：3,655km²）である。コチャバンバ県内には、47市あるが、このうち、地理的にロチャ川流域に関係するのは24市、人口約140万人（2023年）である。ロチャ川流域の中心地は、県庁所在市であるコチャバンバ市、サカバ市、コルカピルワ市等大都市圏を形成する7市である。

(3) 本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：

- ・ コチャバンバ県庁職員
- ・ ロチャ川流域の市役所職員、対象地域の水に関係するステークホルダー（住民組織、灌漑農民組織、上下水道公社等）を含む流域協議体

最終受益者：

- ・ プロジェクト対象地域住民（ロチャ川流域に関係する24市、約140万人）
- ・ ボリビア国内他流域の流域協議体

(4) 事業実施期間

2025年1月～2028年12月を予定（計48ヶ月）

(5) 事業実施体制

実施機関：コチャバンバ県庁環境水資源局（同局の流域ユニットがカウンターパートとなり、局内の水資源灌漑部、環境管理・コントロール・監査ユニット、リスク災害対応ユニットと調整を図り、プロジェクトを実施する）

責任機関：環境・水資源省（実施機関によるプロジェクト実施のモニタリング及びフォローを行う）

(6) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣（合計約86人/月）：総括/統合水資源管理、水質・水文モニタリング/地下水管理、GIS/データベース、参加型社会的合意形成/組織間連携、資金調達、パイロット活動、その他
- ② 研修員受け入れ：統合水資源管理分野
- ③ 機材供与：パイロット活動に必要な水量と水質を含む水文モニタリング機器や施設、観測機器など

2) ボリビア国側

- ① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動（主なもの、JICA 実施分）

- コチャバンバ県灌漑施設改修計画（2005年～2007年）
- コチャバンバ市南東部上水道施設改善計画（2007年～2010年）
- コチャバンバ県統合水資源管理能力強化プロジェクト（2016年～2023年）
- 気候変動に適応した地下水管理アドバイザー（2022年～2024年）

2) 他の開発協力機関等の援助活動

本プロジェクトは、統合水資源管理に関わるプロジェクトであり、関係する分野は、上下水道、灌漑、流域管理など広範囲である。これまで世界銀行、IDB、FAO、GIZ、SDC、AFD、欧州連合、スウェーデン国際開発協力庁、スペイン国際開発協力庁等が、これら分野に対して支援を行っている。本事業では、これら活動が重複なく、相乗効果を生むよう、コチャバンバ県庁による流域単位での統合的・一元的な水資源管理や流域管理を支援する。

(8) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠

本事業は、コチャバンバ県庁の統合水資源管理に係る能力を強化する活動が主体であり、将来的には環境改善に資するものである。さらに、パイロット事業として環境教育関連の活動を実施することも想定されていることから、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月版）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断される。

③ 環境許認可：特に必要としない。

④ 汚染対策：特に必要としない。

⑤ 自然環境面：長期的には水質改善に寄与することが期待される。

⑥ 社会環境面：水紛争や社会的な混乱を生じさせないよう、ステークホルダーの意見を考慮しつつ活動を進めることで、関係者間の関係悪化といった問題が生じないよう心がける。

⑦ その他・モニタリング：特になし。

2) 横断的事項

本事業の対象地域における水資源管理に係る様々なステークホルダー間の合意形成が促進され、統合的な水資源管理体制や能力が強化されることは、気候変動影響への適応能力向上にも大きく貢献する。特に、パイロット活動として想定する節水灌漑をはじめとした地下水の持続的利用の取り組みは、気候変動への適応策として効果が期待される。また、ポリビア国のNDC²⁵における水分野のゴールに示された4つのサブセクターのうち(iii)「社会的な水管理、生態系の回復、統合的な水資源管理の計画と改善を通じて、流域における統合的な水資源管理を促進する」の達成にも大きく貢献するものである。

3) ジェンダー分類： : GI (S) ジェンダー活動統合案件

²⁵ 国が決定する貢献

<活動内容／分類理由>

本事業の水資源管理の活動全体を通じて、水利用にかかる戦略策定および意思決定のプロセスにおけるジェンダー平等及び社会的弱者の参加を促進することとしている。特に女性の水資源管理にかかる会合への参画の割合が低く、女性の意見を反映する機会が限られているなどジェンダーに基づく課題に対し、PICRR の適切な運営（成果2）の社会審議会およびパイロット活動（成果3）の水質環境の改善における参加型計画や啓発活動、地下水の持続的な利用などの住民を巻き込む活動において、参画を阻害している要因を調査し、その参画を促すプロセスを検討する活動を組み込むことで、女性を含めた包括的で公平な活動、協議、社会的合意形成の仕組みを目指すため。

(9) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

GIAC2 の活動では、PDCRR の実施のため、対象地域内の活用可能なリソース（組織や資金）を最大限に活用することや、さらなる資金調達のために多様な関係機関やドナーと連携を図り、コレクティブ・インパクトの発現を目指す。

また、中南米・カリブ地域各国を対象とした TSUBASA プログラム²⁶と連携し、日本のスタートアップ企業とともに革新的かつ具体的な対策の適用を目指す。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：ロチャ川流域指針計画（PDCRR）の実施が促進される。

指標及び目標値：

① GIAC2 によって意思決定や合意形成、予算確保、事業実施促進などのサポートを受けたプロジェクト²⁷の実施提案書に対して、資金調達が承認された実施提案書の割合

② GIAC2 の実施後に作成されたプロジェクト実施提案書の数

(2) プロジェクト目標：コチャバンバ県庁と PICRR の、統合水資源管理実践のための能力が向上する。

指標及び目標値：

1. ロチャ川流域に特化した統合水資源管理の達成度²⁸

(3) 成果

成果1：流域内の水量・水質を含む気象・水文情報が把握され、適切に活用されるように、蓄積・管理され、公開される。

成果2：流域の水問題の解決に向けて、関係する機関や住民組織の参加が促進され、PICRRが適切に運営される。

成果3：コチャバンバ都市圏（ロチャ川およびマイランコ川サブ流域）とバジェアルト地域（スルティ川サブ流域）の2地域におけるパイロット活動実施を通じて、PDCRRの持続的で適切な実施のための教訓が得られる。

成果4：PDCRRを実施するための、市の資金調達にかかる県の支援能力が向上する。

(4) 主な活動

PDCRR の実施促進を通じてロチャ川流域における水問題を解決するため、統合水資源

²⁶ 中南米・カリブ地域各国を対象として、JICAがIDBのイノベーションラボ（IDB-Lab）と連携し、日本のスタートアップ企業と共に開発課題に取り組む事業の展開を支援

²⁷ PDCRRに示される水問題の改善のための、個別のプロジェクト／アクション。公共事業や住民・コミュニティレベルの活動がある。

²⁸ 本事業開始後に以下を勘案し、ロチャ川流域独自の統合水資源管理達成度指標を設定する：

－ SDGsの指標6.5.1の統合水資源管理の実施度を測る4つの要素：1) 政策及び法制度等の環境、2) 組織と関係者の参加、3) マネジメントツール、4) 資金調達

－ JICAグローバル・アジェンダの統合水資源管理クラスターにおける、責任主体と協議体が備えるべき能力

管理を実践する責任主体（県庁）と、協議体（PICRR）の能力向上を支援する。成果1では、問題解決に向けた意思決定には科学的根拠が必要であるという観点から、対象地域各市の気象・水文モニタリングの計画・実施・解析と、活用・公開のための規則を作成する。成果2では、PICRRへの住民組織の参加促進や、水問題の解決に貢献する機能を高めるために、戦略・アクションプランの策定や運営ガイドラインを作成し、それに基づいたPICRRの運営を行う。PICRRの審議においては成果1で公開された情報を活用する。成果3では、PDCRRに記載されている優先プロジェクトの中から本事業のパイロット活動を選定し、実施する。パイロット活動の実施により、水問題の解決プロセスを経験することで、行政（県、市）のプロジェクト実施能力向上だけでなく、成果2のPICRRの運営能力の強化にもつながる。パイロット活動は、コチャバンバ都市圏における水質環境の改善、バジェアルト地域における節水灌漑をはじめとした地下水の持続的な利用など、各地域で深刻な問題となっている課題について取り組む予定。成果4では、PDCRRに記載されている個別のプロジェクトについて、対象地域各市による実施提案書作成ならびに資金調達能力の向上を図り、事業化を進める。成果1～4の一連の取り組みの効果として、PDCRRの実施が促進される。

5. 前提条件・外部条件

（1）前提条件

PICRRを運営するための適切な人材が継続的に配置される。

（2）外部条件

PICRRの根拠となる制度・政策が大幅に変更しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

（1）ボリビア国「北部ラパス小規模農家の生計向上のための付加価値型農業プロジェクト」（2010～2014）の事後評価では、カウンターパートの頻繁な交代を前提とした事業効果の持続性確保を図る必要性について言及している。本事業では、コチャバンバ県庁のカウンターパートだけでなく、県庁と連携して流域の水問題に取り組む主体（ロチャ川流域の市役所、NGO、民間事業者等）に対して技術移転を行うことや現地傭人を活用した事業運営などにより、特定のカウンターパートが異動した際の影響を最小化する試みを行う。

（2）ボリビア国「貧困地域飲料水供給プログラム」のプログラム評価（2007）では、同プログラムの目標および活動が、ボリビア基礎衛生国家計画に合わせた形で設定されており、JICAプログラムとボリビア側開発計画が整合性を持ち、効果的な援助が実現できていると指摘されている。本事業の事業実施においても、本事業で得た好事例をボリビア国の国家流域計画に関わる関係者に継続的に情報提供を行うことで、ボリビア全国への事例共有やボリビア国の開発計画策定や制度化に貢献する。

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。
第一段階（計画フェーズ）：
本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/Pとの協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。
第二段階（本格実施フェーズ）：
第一段階で策定された詳細計画に基づいてC/P と共に本格的に活動を実施する。

他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。
- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。

- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成

果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるように、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

(参考) 別途派遣する専門家の業務内容

< 指導科目 >

水質モニタリング2 / 社会的合意形成2 / パイロット活動2

< 派遣の目的 >

本プロジェクトは、4つの成果で構成される（成果1：気象・水文情報の蓄積と活用、成果2：流域協議体の運営、成果3：パイロット活動の実施、成果4：資金調達の支援能力の向上）。本専門家は、業務実施専門家チームと協力して、本プロジェクトのすべての業務の支援に携わる。特に成果1では水質モニタリングと水質関連機材の選定・運用と水質データの評価・活用にかかる能力強化を担い、成果2では流域協議体にパイロット活動で得られた教訓（成果3の結果に基づく）を共有するとともに、協議体の運営メカニズムの改善と関係者間の連携への働きかけ、成果3ではパイロット活動の選定、実施および再委託業務の進捗監理の支援、成果4では資金提供先との調整やネットワーク構築の支援を行う。また、本プロジェクトの唯一の長期専門家としてプロジェクト関係者と協調し、プロジェクト全体の運営支援を行うとともに、各種ステークホルダーとの連携を促進する役割を担う。

< 活動内容 >

(1) 成果1に関する以下の活動

- ① 現地リソースを考慮した水理・水文モニタリングの内容と実施体制を提案する。
- ② 必要最低限の水質機器の提案と選定をする。
- ③ フィールドおよび水質分析室での水質機器の運用にかかる能力強化を行う。
- ④ 根拠に基づく戦略策定に向けた水質データの評価にかかる能力強化を行う。
- ⑤ 流域協議体等、外部への水質情報公開にかかる助言と支援を行う。
- ⑥ 水質モニタリングと評価の制度への助言と支援を行う。

(2) 成果2に関する以下の活動

- ① 業務実施専門家チームとともに協議体の活動計画への助言と運営の支援を行う。
- ② 流域協議体の会合準備を支援する。
- ③ 流域協議体の活動記録や報告書の作成を支援する。
- ④ 流域協議体の持続的運営に向けた制度への助言と支援を行う。
- ⑤ 他流域とのネットワークの構築を支援する。

(3) 成果3に関する以下の活動

- ① 業務実施専門家チームとともにパイロット活動の方針を協議する。
- ② パイロット活動の選定のための情報を収集し、選定支援を行う。
- ③ 社会的合意形成の視点を含むパイロット活動の実施支援と監理を行う。
- ④ パイロット活動と他の成果の結び付けを促進する。
- ⑤ パイロット活動の教訓の取り纏めを行う。

(4) 成果4に関する以下の活動

- ① JICAボリビア事務所と協力して、他ドナーや中央省庁への調整を支援する。
- ② 流域内の個別プロジェクト（流域指針計画に示す対策等）の促進に向けた提案書の策定支援を行う。

(5) その他

- ① プロジェクト運営に係る全体方針の調整、決定の支援を行う。
- ② 本事業に関係するステークホルダー（ロチャ川流域プラットフォーム関係者、関連事業の関係者、他ドナー、大学、住民、海外協力隊等）と十分な情報・意見交換を行い、連携を促進する。
- ③ TSUBASAプログラムとの連携を促進する。
- ④ 今後のJICA協力にかかる情報収集や現地調整を行う。
- ⑤ プロジェクト広報を支援する。

<期待される成果>

本専門家に期待される成果は以下の通り。

現地に長期に滞在し、カウンターパートを含む現地関係機関と上述の活動内容を継続して実施することにより、現地で抱える課題が広く収集および分析され、本プロジェクトの専門家が円滑かつ効果的に業務を遂行できる環境が構築される。成果1では、水質モニタリングと水質関連機材の選定・運用と水質データの評価・活用にかかる実施能力が強化される。成果2では、パイロット活動で得られた教訓（成果3の結果に基づく）が流域協議体に効果的に共有され、流域協議体の運営メカニズムの改善と関係者間の連携が促進される。成果3では、パイロット活動が適切に選定、実施監理され、流域協議体の改善に資する教訓が得られる。成果4では、JICAボリビア事務所やドナーとの調整を通じて、資金調達に必要なネットワークの構築が促進される。本プロジェクトがJICAクラスター事業戦略「統合水資源管理」の実践を担うために、流域協議体の関係者がそのコンセプトである水資源の問題の解決に焦点を当てた活動（上位目標およびスーパーゴールに向けた活動）に取り組む意識が醸成される。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：統合水資源管理、社会的合意形成に係る各種業務_2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：中南米地域 及び 全途上国

② 語学能力：西語及び英語（8：2）

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程 2025年1月～2029年1月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途 約 44.2 人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月1.4と同行0.5を含みます（本経費は定額計上に含まれます）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれません。

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意してください。

2) 渡航回数を目途 全26回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

➤ パイロット活動

なお、パイロット活動は、2023年10月～11月に実施された詳細計画策定調査で先方政府と協議されたパイロット活動案がミニッツにて挙げられていますが、プロジェクト開始後にコチャバンバ県庁および流域協議体（ロチャ川流域組織間プラットフォーム）での協議を通じて決定されます。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

➤ ボリビア国コチャバンバ県統合水資源管理能力実践強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書（案）

➤ R/D書類一式

2) 公開資料

- JICA グローバルアジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」、「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」クラスター事業戦略
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/water/index.html>
- コチャバンバ県統合水資源管理能力強化プロジェクト、ブリーフノート、日本語・西語（2023年7月）（JICA ODA 見える化サイト）
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1501078/index.html>
- ボリビア国コチャバンバ県統合水資源管理能力強化プロジェクト、業務完了報告書（JICA図書館、2023年7月）
 - ・メインレポート
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000052696.html>
 - ・付属資料1（2023年7月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000052697.html>
 - ・付属資料2（2023年7月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000052700.html>
 - ・付属資料3（2023年7月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000052701.html>
 - ・付属資料4（2020年12月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000052702.html>
 - ・付属資料5（2023年7月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000052703.html>
 - ・付属資料6（2023年7月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000052704.html>
- ボリビア多民族国 コチャバンバ県統合水資源管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書（JICA 図書館、2016年1月）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026597.html>
- キューバ国統合水資源管理のための能力強化プロジェクト、事業事前評価表（JICA ODA 見える化サイト）
<https://www.jica.go.jp/oda/project/202003778/index.html>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無

		※C/Pとの間に発生するコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）含め、渡航国・地域で使用する言語は西語です。
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有（前フェーズにてコピー機Canon C2100が供与されており、引き続き、執務スペースにて使用可能）
6	Wi-Fi	無

（6）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ボリビア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.htm>

↓

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版））」（以下同じ）を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出して下さい。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

284,050,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

- 本案件は、定額計上はありません。
- 本案件は、定額計上があります（29,447,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	パイロット活動に係る水量と水質を含む水理・水文モニタリング機器	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項（10）成果1の活動における留意点	3,500,000円	自記地下水位計、簡易水質分析機器、河川水位計、雨量計等を想定するが、関係機関と協議の上、決定する。	機材購入費
2	パイロット活動に係る経費	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項（12）成果3の活動における留意点	20,000,000円	ロチャ川流域内の具体的な問題解決に資するパイロット活動。県庁や関係機関と協議の上、決定する。	再委託費
3	本邦研修（本邦招へい）に係る経費		5,947,000円	報酬（事前業務（3号0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では5号0.5人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費1,000,000円）	報酬 国内業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する

場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「2. (3) 日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
 2. 実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - (2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。
- 注) JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以 上